

東広島市立郷田小学校校務運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、法令・条例・規則に定めるもののほか、東広島市立郷田小学校の校務を円滑且つ適正に運営するために「東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第37条」に基づいて、必要な事項を定めることを目標とする。

(定義)

第2条 この規程で「職員」とは、広島県教育委員会の任命に係わる校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・事務職員・栄養教諭・県費非常勤講師等、並びに東広島市教育委員会の任命に係わる事務職員・学校教育支援員・教育補助員・介助指導員をいう。

第2章 校務運営に関する事項

(運営組織)

第3条 東広島市立郷田小学校の運営組織は、職員をもって構成する。

(校務分掌)

第4条 校長は、その権限に属する事務を職員に分掌させるため、「東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第31条」に基づき、校務分掌組織を定めるものとする。

2 校長は、前項の校務分掌組織及び分掌を定めるにあたっては、法令・条例及び規則等に従う。

3 前2項に定めるもののほか、校務分掌組織及び分掌に必要な事項は、校長が定める。

(企画委員会)

第5条 校長は、学校経営管理に関し審議調整を行い、もって校務運営の円滑化及び効率化を図るため、企画委員会を設置する。

2 企画委員会は、校長、教頭及び教務主任、研究主任、生徒指導主事、保健主事並びに校長が必要と認める職員をもって構成する。(学校評価委員会と兼ねる)

3 校長は、企画委員会を招集し、これを主宰する。

4 校長は、必要と認めるときには関係者の出席を求め、報告を受け、または意見聴取を行う。

5 前各項に規定するもののほか、企画委員会の組織及び運営について必要な事項は校長が別に定める。

(職員連絡会)

第6条 校長は、その校務運営に関する意志決定の補助を行わせるために、職員をもって構成する職員連絡会を設置する。

2 校長は、職員連絡会において、前項に規定するもののほか、教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換を行う。

3 校長は、職員連絡会を招集し、主宰する。

4 前各項に定めるもののほか、職員連絡会の組織及び運営について必要な事項は、校長が別に定める。

(各種部会・委員会)

第7条 校長は、法令等に定めがあるもののほか、学校における専門的事項を調査・審議し、もって学校運営の円滑に資するために、必要に応じて部会・委員会を設置する。

- 2 前項の部会・委員会は、次のとおりである。
 - 一 教務
 - 二 研修部
 - 三 生徒指導部
 - 四 保健安全部
 - 五 生徒指導委員会
 - 六 学校保健委員会・衛生委員会
 - 七 特別支援教育委員会
 - 八 いじめ防止校内委員会
 - 九 不祥事防止委員会（体罰、セクシュアルハラスメント等）
 - 十 前項に定めるもののほか校長が必要と認める委員会
- 3 前2項及びこの規定に定めるもののほか、部会・委員会の組織及び運営に必要な事項は校長が定める。

（教務部）

第8条 教務については、学校経営の円滑かつ効果的推進を行うため、校内各部の指導調整にあたることを目的とする。また、不祥事防止委員会の運営を含む。

- 2 教務については、教務主任を中心にして、管理職との報告・連絡・相談を密にして、教育課程の効果的実施に貢献する。

（研修部）

第9条 研修については、校内研修の推進について審議・調査し、もって校内研修の充実を図ることを目的とする。

- 2 研修については、研究推進担当者（研究主任）を中心にして全教職員をもって構成する。

（生徒指導部）

第10条 生徒指導部は、生徒指導の推進について審議・調査し、もって校内・校外生徒指導の充実を図ることを目的とする。また、体罰・セクハラ相談室運営を含む。

- 2 生徒指導委員会は、生徒指導主事を中心として、生徒指導担当者、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

（保健安全部）

第11条 保健安全部は、学校生活の充実、健康安全、体力向上等について審議・調査し、その充実を図ることを目的とする。

- 2 保健安全部は、保健主事を中心として、養護教諭、その他校長が認める職員をもって構成する。

（生徒指導委員会）

第12条 生徒指導委員会は、児童の生徒指導上の問題を解決し、健全な育成を図ることを目的とする。

- 2 生徒指導委員会は、生徒指導主事を中心として、関係学級担任など、その他校長が認める職員をもって構成する。

（学校保健委員会・衛生委員会）

第13条 学校保健委員会は、心身ともに健康な児童を育成するために健康の保持推進について、保健安全、給食運営について審議し、もってその充実を図ることを目的とする。

- 2 学校保健委員会は、校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。
- 3 校長は、前項に規定するもののほか、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、PTA 代表等に委員を委嘱することができる。

(特別支援教育委員会)

第 14 条 特別支援教育委員会は、配慮を要する児童の実態把握に基づき、個々の特性に応じた指導支援のあり方を共有し、より効果的な指導支援を工夫することを目的とする。

- 2 特別支援教育委員会は、特別支援教育コーディネーターを中心に、全教職員をもって構成する。

(いじめ防止校内委員会)

第 15 条 いじめ防止校内委員会は、すべての児童が生き生きとし安心安全に学校生活がおくれるように、教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組むことを目的とする。いじめ早期発見の手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方等について具体的に検討する。

- 2 いじめ校内防止委員会は、校長のリーダーシップにより、教頭、生徒指導担当教諭及び生徒指導部、心のサポーター、関係教職員で構成する。

(不祥事防止委員会)

第 16 条 不祥事防止委員会は、教職員の規範意識を高め、学校全体として不祥事根絶に向け、教職員が主体的に不祥事防止に取り組むことを目的とする。なお、体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口（悩みごと相談室）に寄せられた事項については、事実確認をもとに迅速に解決する。

- 2 不祥事防止委員会の設置細則は別に定める。

(事務処理)

第 17 条 学校における事務処理は、校長決裁により行う。

- 2 決済規程は別に定める。

第 3 章 職員の勤務に関する事項

(勤務時間)

第 18 条 職員の勤務時間の割り振りは校長が別表の通り定める。

- 2 職員の勤務時間は、午前 8 時 10 分から午後 4 時 40 分とする。
- 3 休憩時間は、別表のとおり定める。
- 4 長期休業期間中の休憩時間は、午後 0 時 10 分から午後 0 時 55 分とする。

(職員の服務)

第 19 条 職員の服務は、地方公務員法第 30 条から 38 条、地方教育行政の組織運営に関する法律第 43 条 2 項及び東広島市公立学校職員服務規程及び東広島市公立学校服務規程施行細則に基づくほか、校長が定める服務管理規程による。

《 地方公務員法 》

- 第30条 服務の根本基準
- 第31条 服務の宣誓
- 第32条 法令等及び職務上の上司の命令に従う義務
- 第33条 信用失墜行為の禁止
- 第34条 秘密を守る義務
- 第35条 校務に専念する義務
- 第36条 政治的行為の制限
- 第37条 争議行為等の禁止
- 第38条 営利企業の従事制限

《 地方教育行政の組織運営に関する法律第43条2項 》

(服務の監督)

- 第43条 市町村教育委員会は、県費教職員の服務を監督する。
 - 2 県費負担教職員は、その服務を遂行するにあたって、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村教育委員会の定める教育委員会規則及び規程（前条又は次項の規定によって都道府県が制定する条例を含む。）に従い、且つ市町村教育委員会、その他職務上の命令に忠実に従わなければならない。

第4章 施設・設備の管理

(警備防火の計画及び分担)

第20条 警備及び防火の計画並びに責任分担は校長が定める。

(施設・設備の管理)

第21条 前条に定めるもののほか、学校の施設・設備の管理について必要な事項については校長が定める。

(その他)

第22条 この規程に定めるものの他、東広島市立郷田小学校の校務運営に必要な事項は、校長が別に定めることができる。

附則

- 1 この校務運営規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この校務運営規程は、平成21年4月1日に一部改正し施行する。
- 3 この校務運営規程は、平成22年4月1日に一部改正し施行する。
- 4 この校務運営規程は、平成23年4月1日に一部改正し施行する。
- 5 この校務運営規程は、平成24年4月1日に一部改正し施行する。
- 6 この校務運営規程は、平成25年4月1日に一部改正し施行する。
- 7 この校務運営規程は、平成26年4月1日に一部改正し施行する。

東広島市立郷田小学校企画委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、東広島市立郷田小学校校務運営規程第5条に基づき、企画運営の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本委員会は、学校教育法第28条3項に基づき、校長の意思において設置されるものである。

2 本委員会は、校長の意思決定にあたっての補助機関であり、学校運営の全般にわたる校長の意思決定の補助を行う。

(審議内容)

第3条 本委員会は、次の事項を審議する。

2 校務の重要事項について、校長が意思決定するための意見をまとめる。

3 各学年、各部会、各委員会からの提案・報告事項を審議し、連絡調整を図る。

(構成)

第4条 本委員会は、校長、教頭、教務主任、研究主任、生徒指導主事、保健主事をもって構成する。ただし、特に必要と認める時には、他に関係者の出席を求め、報告を受け、又は、意見を聞く。

(学校評価委員会と兼ねる)

(招集)

第5条 本委員会は校長が招集する。

第15条 校長に事故ある時は、校長の了承を得て教頭が招集する。

第16条 校長が欠けた時は、前項の規定にかかわらず、教頭が召集する。

(開催)

第6条 本委員会は、原則として、月一回第3週水曜日に開催する。但し、校長が必要と認めた場合は随時開催することができる。

(議案)

第7条 議案は、校長の直接諮問を求められたものとし、各学年、各部会、各委員会、各係から教頭に提出され、校長の承認を受けた事項とする。

2 本委員会で審議されたものは、校長の決裁を受ける。

3 本委員会に提出された事項は、教頭または教務主任が事務処理する。

(司会及び記録)

第8条 本委員会の目的達成のため、司会、及び記録をおく。

2 司会は、校務の合理的運営のため、教頭が行い、事務処理する。

3 教務主任が記録を行う。

(司会の職務)

第9条 司会および記録係は、本委員会の運営が学校運営の向上に役立つように準備し、議題の理解と討議が決められた時間内に終了するように努める。

(記録の職務)

第10条 記録係は、会議録に次の事項を記録する。

2 会議場所、開催日時及び開閉会時刻

3 協議内容及び審議事項

(会議録の保管)

第11条 会議録は校長の決裁を受けた後、教頭が保管する。

- 附則
- 1 この運営委員会運営細則は、平成16年4月1日より施行する。
 - 2 この運営委員会運営細則は、平成21年4月1日に一部改正し施行する。

東広島市立郷田小学校不祥事防止委員会設置細則

(目的)

第1条 この細則は、東広島市立郷田小学校校務運営規程第16条に基づき、「不祥事防止委員会」を設置する。

(委員会の構成)

第2条 不祥事防止委員会は、校長、教頭及び教務主任、生徒指導主事、養護教諭並びに校長が必要と認める職員をもって構成する。

(業務内容)

第3条 委員会は、不祥事防止に係る次の業務を行う。

- (1) 委員会の年間業務計画の作成、取り組みの検証
- (2) 服務規律の確保に係る研修の年間計画、企画、実施
- (3) 「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の運営、周知
- (4) 児童の状況を把握するためのアンケートや調査の実施、分析
- (5) 服務規律の確保に向けた啓発、環境づくり、情報の発信
- (6) 教職員相互のコミュニケーションづくり、不祥事防止チェックの実施
- (7) P T A等との意見交換
- (8) その他、服務規律の確保に向けた取組みに関する協議

(その他)

第4条 この細則に定めるもののほか、当該委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則 この細則は、平成22年4月1日より施行する。